

## 資料①

### 介護予防・日常生活支援総合事業について

平成28年 10月24日

健康福祉部 高齢福祉課

## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

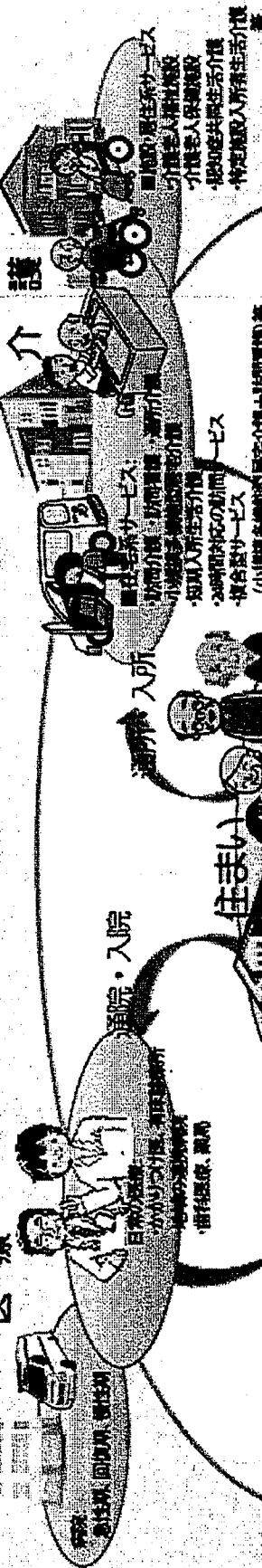
病気になる前から…

医療

地域包括ケアシステムの姿

介護が必要になったら…

介護



地域包括支援センター  
ケアマネジャー



相談業務やサービスの  
コーディネートを行います。

いつまでも元気に暮らすために…  
生活支援・介護予防



老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO等

※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定

# 総合事業への円滑な移行

- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を 平成29年4月 まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

## <段階的な実施例>

- ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行

訪問介護、通所介護(予防給付)から訪問型サービス・通所型サービスへの移行(イメージ)

：予防給付  
(訪問介護・通所介護)  
：新しい総合事業

法改正

経過措置期間

27'

28'

29'

30'

保 険 者 数

既にサービスを受けている者については事業移行後も  
必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とする。

新しくサービスを受ける者については多様なサービスの利用を促進  
(必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とする)

平成28年度から開始

宇部市、岩国市、山口市、  
萩市、長門市

要支援認定期間→最大12か月

27、28年度は市町村の選択で移行(エリアごと可)

全ての保険者・エリアで導入

2

# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

<現行>

<見直し後>

介護保険制度

介護給付 (要介護1～5)

介護給付 (要介護1～5)

訪問看護、福祉用具等

介護予防給付

介護予防給付 (要支援1～2)

訪問介護、通所介護

(要支援1～2)

(要支援1～2、それ以外の者)

## 介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

○二次予防事業

○一次予防事業

(介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

## 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1～2、それ以外の者)

○介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス

・通所型サービス

・生活支援サービス(配食等)

・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

○一般介護予防事業

## 包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

## 包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

(左記に加え、地域ケア会議の充実)

○在宅医療・介護連携の推進

○認知症施策の推進

(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)

○生活支援サービスの体制整備

(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

## 任意事業

○介護給付費適正化事業

○家族介護支援事業

○その他の事業

## 任意事業

○介護給付費適正化事業

○家族介護支援事業

○その他の事業

【財源構成】

国 25%

都道府県 12.5%

市町村 12.5%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

【財源構成】

国 39.5%

都道府県 19.5%

市町村 19.5%

1号保険料 22%

地域支援事業

地域支援事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

# サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

## ①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

| 基準                          | 現行の訪問介護相当                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 多様なサービス                                                                                 |                          |                           |                     |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------|
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ②訪問型サービスA<br>(緩和した基準によるサービス)                                                            | ③訪問型サービスB<br>(住民主体による支援) | ④訪問型サービスC<br>(短期集中予防サービス) | ⑤訪問型サービスD<br>(移動支援) |
| サービス種別                      | ①訪問介護                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                         |                          |                           |                     |
| サービス内容                      | 訪問介護員による身体介護、生活援助                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 生活援助等                                                                                   | 住民主体の自主活動と<br>して行う生活援助等  | 保健師等による居宅<br>での相談指導等      | 移送前後の生活支<br>援       |
| 対象者と<br>サービスの<br>提供の考<br>え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース<br/>(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知機能の低下により日常生活に支障がある</li> <li>・症状・行動を伴う者</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者</li> </ul> </li> <li>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</li> </ul> |                          |                           |                     |
| 実施方法                        | 事業者指定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 事業者指定／委託                                                                                | 補助(助成)                   | 直接実施／委託                   | 訪問型サービスB<br>に準じる    |
| 基準                          | 予防給付の基準を基本                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 人員等を緩和した基準                                                                              | 個人情報の保護等の<br>最低限の基準      | 内容に応じた<br>独自の基準           |                     |
| サービス提供者(例)                  | 訪問介護員(訪問介護事業者)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 主に雇用労働者                                                                                 | ボランティア主体                 | 保健・医療の専門職<br>(市町村)        |                     |



## ②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

| 基準<br>サービス<br>種別           | 現行の通所介護相当                                                                                                                                              | 多様なサービス                                   |                           |                                          |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------|
|                            |                                                                                                                                                        | ② 通所型サービスA<br>(緩和した基準によるサービス)             | ③ 通所型サービスB<br>(住民主体による支援) | ④ 通所型サービスC<br>(短期集中予防サービス)               |
| サービス<br>内容                 | 通所介護と同様のサービス<br>生活機能の向上のための機能訓練                                                                                                                        | ミニデイスサービス<br>運動・レクリエーション 等                | 体操、運動等の活動な<br>ど、自主的な通いの場  | 生活機能を改善するための<br>運動器の機能向上や栄養改<br>善等のプログラム |
| 対象者と<br>サービス提<br>供の考え<br>方 | ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の<br>継続が必要なケース<br>○「多様なサービス」の利用が難しいケース<br>○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うこ<br>とで改善・維持が見込まれるケース<br>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進してい<br>くことが重要。 | ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多<br>様なサービス」の利用を促進 |                           |                                          |
| 実施方法                       | 事業者指定                                                                                                                                                  | 事業者指定／委託                                  | 補助(助成)                    | 直接実施／委託                                  |
| 基準                         | 予防給付の基準を基本                                                                                                                                             | 人員等を緩和した基準                                | 個人情報保護等の<br>最低限の基準        | 内容に応じた独自の基準                              |
| サービス<br>提供者(例)             | 通所介護事業者の従事者                                                                                                                                            | 主に雇用労働者<br>＋ボランティア                        | ボランティア主体                  | 保健・医療の専門職<br>(市町村)                       |

## ③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。